

1 目的

市民自治推進会議（以下、「会議」という。）は、札幌市自治基本条例（以下「条例」という。）第31条及び第32条に定める、市民自治によるまちづくりに関する施策・制度についての評価及び条例の規定について検討を行うため、条例第33条に基づき設置される機関であり、学識経験者や地域のまちづくり活動の実践者、市民自治に関心がある市民によって、幅広い見地から評価・検討を行うことを目的とする。

札幌市自治基本条例（抜粋）

第31条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って評価され、又は運用されているかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。
 2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。
第32条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。
第33条 前2条の規定による市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度についての評価及びこの条例の規定についての検討を行うため、札幌市市民自治推進会議を置く。

2 構成

- (1) 条例第33条第2項の規定に基づき、計7名の委員をもって組織する。
- (2) 札幌市市民自治推進会議規則第2条の規定に基づき、会議に座長を置き、委員の互選によってこれを決定する。

3 評価・検討の対象及びその内容

条例第31条の規定に基づき、札幌市における条例の各条項に基づく施策等の運用状況について、条例の理念に沿った取組内容となっているかを検証し、札幌市における市民自治の取組についての評価を行うとともに、条例第32条の規定に基づき、条例全体の規定を対象とした見直し等の措置に関する検討を行う。

また、今回の第4次会議では、前期の第3次会議で検討の視点が整理された、市民参加条例条の在り方についても検討を行う。

4 評価・検討の方法

第1回会議で、事務局（市民自治推進室）から札幌市全般における市民参加の取組状況等を説明し、第2回会議以降に市民参加条例の在り方、条例・施策等の評価検討について、必要に応じて担当部局にヒアリングを行うなど情報を集約しながら、検証を実施。

5 会議の位置づけ

条例第32条の規定に基づく前回の条例の見直しから令和3年度末で5年を経過することから、令和2年度から令和3年度にかけて、条例の見直しに係る方向性を決定する。また、市民参加条例の制定可否に係る方向性についても決定する。

6 今後のスケジュール（案）

